

件 名	地域医療を守るために、２０２４年度診療報酬改定の再検討を国に求めることに関する陳情			
提 出 者 住 所 氏 名	墨田区業平●●●●●●●●●●●●●●●● 医療法人財団南葛勤医協クリニック柳島 所長 ● ● ● ●			
受 理 年 月 日	令和６年６月７日	受 理 番 号	第３号	

要 旨

地域医療を守るために全ての医療従事者の処遇が改善され、安定的に人材確保が可能となる方向に改定されるよう、国に対して２０２４年度診療報酬改定の再検討を要求してください。

(理 由)

はじめに、２０２４年度診療報酬改定については、以下の問題点を抱える改定です。

- (１) 地域医療を支える中小規模の医療機関が、大幅減収で経営困難に陥ることにより地域医療の崩壊を招く。
- (２) 事業所・職種間で不公平と分断を生むベースアップ評価料は安定した医療提供体制の確保に影響が出る。
- (３) 慢性疾患管理の３疾患除外は、長期処方や医療ＤＸの推進により患者の受診抑制が進み健康管理が後退する。
- (４) マイナ保険証の活用を目的とした医療ＤＸの推進は、保険証の廃止だけでなく患者情報の管理にも問題がある。

診療報酬は国民皆保険の下で、国民が受け得る医療の質と量、方法を保障するものです。医療機関の経営と診療機能の維持を保障するものであることはもちろん、そのことを通じて国民に対する良質な医療を提供する原資になります。国民皆保険制度は、社会保障の一環として、憲法第２５条に基づくものであり、国民皆保険制度の運営主体である国は、時々的情勢に応じて、保険医療機関の経営を安定させ、国民への医療提供体制を保障する責任があります。国は、長年の低医療費政策の下、コロナ禍や物価高騰で疲弊した医療提供を立て直すために、診療報酬を大幅に引き上げるべきです。

第２４回医療経済実態調査からも、医科診療所（医療法人）の医業利益率（コロナ補助金含まず。）について、未曾有のコロナ感染拡大の中、診療所が、休日夜間返上などで地域医療に奮闘しても、コロナ直前の経営水準（２０１９年度：６．５％）とほぼ変わっていないのが現状です。また、コロナ患者の受入に奮闘した特に民間病院の医業利益率も、コロナ補助金を除くとたちまち大幅な赤字（２０２２年度：マイナス１．３％）に転換しています。これは、２０２３年度打ち切られたコロナ補助金規模の診療報酬改定の引上げがないと経営を維持できない異常な事態です。

また、医療関係職種（医師・歯科医師・薬剤師・看護師を除く。）の月給与平均は３２．７万円と全産業平均３６．１万円を１０％近く下回っています。賃上げに関する診療報酬改定は、事業所ごと、同じ職種間で賃上げ額が変わり、賃上げ対象外の職種もいることから職員間の分断を生むだけでなく職員確保と医療提供体制

の維持に影響が出ることは明らかです。

そのような中、改定率の内訳は、看護職員・病院薬剤師などの従事者の賃上げで0.61%、入院の食事療養費で0.06%、その他で0.46%（医科0.52%、歯科0.57%、調剤0.16%）の引上げとなりますが、生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・適正化で0.25%の引下げが盛り込まれ、診療報酬本体の改定率はプラス0.88%（国費ベースで約800億円）となりました。しかし、賃上げの引上げ分は、人件費で全て使用するため、本体改定率は実質マイナスとなります。さらに、薬価と材料で1.00%（薬価0.97%、材料価格0.02%）が引き下げられ、トータルでは6回連続の大幅なマイナス改定です。

地域医療を支えている民間の中小医療機関が経営困難に陥れば、地域医療は崩壊します。地域医療を守るために、国に対して2024年度診療報酬改定の再検討を要求してください。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上